

○神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成23年4月1日)
条例 第6号

最終改正 令和5年2月10日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員法第22条の4第1項又の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

(正規の勤務時間)

第3条 前条の規定による勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

2 正規の勤務時間とは、前項の規定によって割り振られた勤務時間をいう。
(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、

必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(休憩時間)

第5条 任命権者は、正規の勤務時間が6時間を超える場合には、1時間の休憩時間を当該勤務時間の途中に置かなければならぬ。

(休日)

第6条 次に掲げる日を休日とする。ただし、第1号に掲げる日が土曜日（第4条の規定により週休日とされた土曜日をいう。以下同じ。）に当たる場合及び第2号に掲げる日が週休日に当たる場合を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（当該休日が土曜日以外の週休日に当たる場合は、その直後の正規の勤務時間を割り振られた日（規則で定める場合にあっては、規則で定める日））
(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（前号に該当する日を除く。）
2 休日とは、給与の支給を受けて、正規の勤務時間による勤務を免除される日をいう。

(休暇の種類)

第7条 休暇の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 療養休暇
- (3) 生理休暇
- (4) 出産休暇
- (5) 育児休暇
- (6) 忌引休暇
- (7) 慶弔休暇

- (8) ボランティア休暇
- (9) 夏季休暇
- (10) 子の看護休暇
- (11) 育児参加休暇
- (12) 短期介護休暇
- (13) 不妊治療休暇
- (14) 特別休暇
- (15) 介護休暇
- (16) 介護時間

2 前項第1号から第14号までに掲げる休暇は、有給休暇とし、給与の支給を受けて正規の勤務時間中に勤務しない期間とする。ただし、有給休暇（規則で定める有給休暇を除く。）が、週休日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって、有給休暇の期間とみなす。

(年次休暇)

第8条 年次休暇は、1年につき20日とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、155時間に第2条第3項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

2 前項に規定する1年とは、暦年とする。

3 2月以降において、新たに職員となった者のその年の年次休暇は、別表第1のとおりとする。

4 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができる。

5 年次休暇は、職員の届出に基づき与えるものとする。ただし、任命権者は、業務に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。

6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

(療養休暇)

第9条 任命権者は、職員が傷病のため療養を要すると認めるときは、次の基準に従い療養休暇を与えることができる。

- (1) 公務上の傷病の場合 その療養に必要と認める日数

(2) その他の傷病の場合 90日の範囲内においてその療養に必要と認める日数

2 前項の規定にかかわらず、職員の健康上必要があると認めるとときは、任命権者は、時間を単位として与えることができる。

(生理休暇)

第10条 任命権者は、生理日の勤務が著しく困難な女子職員又は生理に有害な職務に従事する女子職員に対し、その願い出に基づき、生理休暇を与えるものとする。

2 前項の生理休暇は、原則として2日を超えることができない。

(出産休暇)

第11条 任命権者は、産前産後の女子職員に対し、その願い出に基づき、出産休暇を与えるものとする。

2 前項の出産休暇は、出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内において必要な日数とする。

(育児休暇)

第12条 任命権者は、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第19条第1項を除き、以下同じ。）であって生後1年6月に達しないものを育てる職員（規則で定める職員を除く。）に対し、その願い出に基づき、育児休暇を与えるものとする。

2 前項の育児休暇は、1日2回それぞれ60分とする。

(忌引休暇)

第13条 任命権者は、職員が、親族の死亡により休暇を願い出たときは、別表第2に掲げる基準の範囲内で忌引休暇を与えることができる。

2 任命権者は、生計を一にする姻族の場合の忌引休暇については血族の場合の基準を準用することができる。

3 任命権者は、葬儀のため遠隔の地に旅行する必要がある場合には、その往復に要する日数の加算を認めることができる。

(慶弔休暇)

第14条 任命権者は、職員の婚姻の場合は5日以内、職員の父母の祭日の場合は1日の慶弔休暇を願い出に基づき与えることができる。
(ボランティア休暇)

第15条 任命権者は、職員が社会に貢献する次に掲げる活動を自発的に、かつ、報酬を受けずに行うために休暇を願い出た場合において、業務に支障がないと認めるときは、1年につき5日の範囲内で、ボランティア休暇を与えることができる。

- (1) 災害時における被災者及び障害者、高齢者等に対する援助活動で規則で定めるもの
- (2) 国又は地方公共団体が行う事業に係る活動で規則で定めるもの
- (3) 前号の活動に類する活動で規則で定めるもの

2 前項に規定する1年とは、暦年とする。

(夏季休暇)

第16条 任命権者は、職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、規則で定める期間内につき5日の範囲内で、夏季休暇を与えることができる。

(子の看護休暇)

第17条 任命権者は、義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該子が1人であって、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあっては6日、2人以上の場合にあっては10日）の範囲内で、子の看護休暇を与えることができる。

2 前項に規定する1年とは、暦年とする。

3 子の看護休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを与えることができるものとする。

(育児参加休暇)

第18条 任命権者は、職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が出産する場合であってその

出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。

- 2 育児参加休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、前項に規定する職員がその残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを与えることができるものとする。

(短期介護休暇)

第19条 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第20条第6号を除き、以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。

- 2 前項に規定する1年とは、暦年とする。
- 3 短期介護休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを与えることができるものとする。

(不妊治療休暇)

第19条の2 任命権者は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で、不妊治療休暇を与えることができる。

- 2 前項に規定する1年とは、暦年とする。
- 3 不妊治療休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数のすべてを使用しようとする場合におい

て、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを与えることができるものとする。

(特別休暇)

第20条 職員が、次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願い出があったときは、任命権者は、その都度必要と認める期間を特別休暇として与えることができる。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断
- (2) 風水震火災その他非常災害による交通遮断又は職員の現住居の滅失若しくは破壊
- (3) 交通機関の事故等の不可抗力の原因
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他の官公庁への出頭
- (5) 選挙権その他の公民権の行使
- (6) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合の当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等
- (7) その他規則で定める理由

(介護休暇)

第21条 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の給与に関する条例（平成23年神奈川県町村情報システム共同事業組合条例第17号。以下「給与条例」という。）第14条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第21条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願

い出に基づき、介護時間を与えることができる。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

（時間外勤務及び休日勤務）

第22条 任命権者は、公務のため臨時に必要があるときは、職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務することを命ずることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第23条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する正規の勤務時間を超える勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて前条に規定する正規の勤務時間を超える勤務をさせてはならない。

- 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のあ

る職員が、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
(時間外勤務代休時間)

第24条 任命権者は、給与条例第17条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第1項及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(週休日等の振替)

第25条 任命権者は、職員に週休日又は休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日（休日（休日に勤務することを命ずる場合は、休日及び規則で定める日）を除く。以下「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日若しくは休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命じ、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（通常の勤務日の勤務時間のおおむね2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、若しくは半日勤務時間を勤務することを免除し、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命ずることができる。

(育児短時間勤務職員等の勤務時間等)

第26条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の勤務時間等については、別に管理者の定めるところによる。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第27条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、管理者が別に定める。（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月18日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月20日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月22日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月31日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月10日条例第3号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条～第5条 （略）

（暫定再任用短時間勤務職員に係る神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用に関する経過措置）

第6条 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、第3条の規定による改正後の神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

第7条 （略）

別表第1（第8条関係）

新規採用者年次休暇表

採用月	休暇日数
2月	18日
3月	17日
4月	15日
5月	13日
6月	12日
7月	10日
8月	8日
9月	7日
10月	5日
11月	3日
12月	2日

別表第2（第13条関係）

忌引日数基準表

死　亡　し　た　者		日数
配偶者		10日
血族	父母	7日
	子	5日
	祖父母、兄弟姉妹	3日
	孫、伯叔父母	1日
姻族	配偶者の父母、父母の配偶者	3日
	配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の伯叔父母、子の配偶者、祖父母の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、伯叔父母の配偶者	1日

備考 代襲相続の場合において祭具等を継承する者は、血族である父母に準ずる。